

東成瀬村条件付き一般競争入札公告

次のとおり物品購入について条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び東成瀬村財務規則（平成28年規則第11号。以下「規則」という。）第103条の規定により公告する。

令和7年6月24日

東成瀬村長 備 前 博 和

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 キッチンカー購入（物品番号 DP-0701）
- (2) 納入場所 東成瀬村田子内字仙人下30-1
- (3) 納 期 令和8年1月13日（火）
- (4) 入札方法 紙入札方式
- (5) 物品概要 キッチンカー 1台
（詳細は添付の仕様書のとおり）

2 入札参加資格 秋田県内に事業所を有する販売店で次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 東成瀬村条件付き一般競争入札実施要綱（平成28年東成瀬村告示第59号。以下「要綱」という。）第3条に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 令和7年度・令和8年度東成瀬村入札参加資格者名簿のうち、物品製造等（物品・役務の提供等）の区分に登録されていること。
- (3) 販売店の長の権限で物品供給売買契約を締結できること。
- (4) 納品した自動車に故障が発生した際、連絡のあった日の翌営業日以内には対応が可能であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、要綱第6条の規定に基づき次により競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (1) 提出書類 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 提出方法 東成瀬村総務課へ直接持参（郵送等による提出は認めない）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和7年6月25日（水）午前9時から
令和7年7月8日（火）正午まで
- (5) その他 本手続後に入札参加資格確認通知書（様式第5号）により適格通知を受けた者のみが入札に参加できる。

4 仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧

納入物品に係る仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧は、次により行う。

(1) 閲覧方法 東成瀬村公式ホームページ上に掲載する方法で行う。

(2) 閲覧期間 令和7年6月25日(水)から令和7年7月15日(火)まで

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、令和7年7月3日(木)までに書面(FAX可)により行うこと。

(2) 上記質問に対する回答は、令和7年7月4日(金)までに書面(FAX含む)により行う。

6 入札保証金 免除する

7 入札書等の提出方法

(1) 入札方法 紙入札方式(入札書の直接持参又は郵送による)

(2) 提出先 東成瀬村 総務課

住所 〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

(3) 提出期間 令和7年7月9日(水)午前10時から

令和7年7月15日(火)午後5時まで

(直接持参の場合は平日に限る)

(4) 開札日時 令和7年7月16日(水)午前9時

(郵送の場合は提出期間内に到着したもののみを開札する)

(5) その他

ア この入札には、入札書のほか積算内訳書の提出を必要とする。

イ 郵送の場合は、入札書及び積算内訳書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出すること。

ウ 入札結果は、参加者にファクシミリ等で通知する。

8 最低制限価格の設定 この入札には最低制限価格を設定しない。

9 仮契約締結及び本契約締結に関する条件

本入札による物品購入事業の実施については国庫補助事業(令和6年度補正予算 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型))を活用しており、当該補助金に関する変更交付決定後に本契約を締結する必要があることから、変更交付決定が未済の場合は、変更交付決定がなされるまでの間は本契約を締結しないものとする。この場合においては、落札者決定後に仮契約を締結し、変更交付決定後に本契約を締結する。変更交付決定については、令和7年7月中旬の予定である。

1 0 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 納期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、仕様書の内容を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、村長は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、規則及び要綱の定めるところによる。

1 1 問い合わせ先

- (1) 入札に関すること

東成瀬村 総務課（電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）

- (2) 事業に関すること

東成瀬村 総務課（電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）